

入札監理小委員会
第356回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第356回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年3月6日（水）17:12～18:17

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 事業評価（案）等の審議

○登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（法務省）

2. 労災特別介護援護事業の契約変更（案）について（厚生労働省）

3. 国民年金保険料の収納事業の契約変更（案）について（日本年金機構）【非公開】

4. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、生島専門委員、川澤専門委員

（法務省）

民事局 小出総務課長、大谷室長、中崎民事監査官、内古閑補佐官、水嶋係長

（厚生労働省）

労働基準局 労災保険業務課 渡部課長補佐、三浦中央職業病認定調査官、小林係長

（日本年金機構）

国民年金部 町田部長、瀬川参事役、島村部員、中村部員、
厚生労働省 年金局 事業管理課 合田国民年金適用収納専門官

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第356回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、法務省の「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」の事業評価案、厚生労働省の「労災特別介護援護事業の契約変更（案）について」、日本年金機構の「国民年金保険料の収納事業の契約変更（案）について」の審議を行います。

最初に、法務省の「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」の事業評価案についての審議を始めたいと思います。

法務省民事局、小出課長より事業の実施状況について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○小出総務課長 法務省民事局総務課長の小出でございます。どうぞよろしくお願いたします。

冒頭、私のほうから概要を説明させていただきます、担当者のほうからお手元に用意しております資料に沿いまして実施状況の調査を御説明させていただきますと思います。

本事業は、平成18年9月5日に閣議決定された公共サービス改革基本方針に基づきまして、登記簿等の公開に関する事務を包括的に民間事業者へ委託するために、平成19年度に民間競争入札による市場化テストを実施いたしまして、翌20年度から包括的に民間事業者へ委託しております。本年度で7年目ということになります。

本日、御説明させていただきます実施状況は、平成24年度に民間競争入札を実施して、平成24年度、平成25年度に契約した事業に関するものでございまして、それぞれ業務開始時から昨年末、平成26年12月31日までの間の実施状況につきまして調査した結果を説明させていただきますものでございます。

調査結果につきましては、後ほど御説明いたしますけれども、公サ法で求められているサービスの質の維持向上や、経費削減の観点から幾つかの検討すべき課題も見られたところでございます。従いまして、法務省といたしましては、これらの課題を踏まえまして、来年度の入札に向け、実施要項の所要の見直しを行い、公サ法に基づく民間競争入札を引き続き実施することによって、良質かつ低廉な公共サービスを実現したいと考えておりますので、引き続き御指導いただければと思っている次第でございます。

それでは、実施状況の調査の結果につきましては、担当者のほうから説明させていただきます。

○中崎民事監査官 法務省民事局民事監査官の中崎と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料に基づきまして、実施状況について御説明いたします。

資料1ページの「(2)対象登記所」を御覧ください。

本日御説明する実施状況の調査の対象登記所は、平成24年度に契約しました47局379庁と、平成25年度に契約しました3局42庁になります。なお、本入札は、全国に50局あります法務局・地方法務局につき原則として1局1単位として入札を実施しておりますが、東京法務局を3分割、大阪法務局を2分割して入札を実施しておりますので、契約の数は合計53

となっております。それぞれの年度に入札の対象とした登記所は、資料1の通しページの8ページ以降の別紙1のとおりでございます。

次に、「(3)委託業務の実施期間」についてでございます。

委託業務の実施期間は、平成24年度契約のものは、平成25年4月1日から平成28年9月30日までの3年6カ月間であり、平成25年度契約のものは、平成25年9月1日から平成28年9月30日までの3年1カ月間です。

次に、「(4)受託事業者」についてですが、現在、15事業者と委託契約を締結しております。それぞれの契約を締結した受託事業者は、資料1の通しページの12ページの別紙2のとおりでございます。

次に、「(5)確保すべき公共サービスの質」について説明いたします。

確保すべき公共サービスの質につきましては、民間競争入札実施要項で3つの要求水準を定めております。1つ目が、年に1回、初年度のみ2回となりますが、実施する利用者アンケート調査において一定の評価を得るということでございます。評価の水準は、アンケートの調査項目の「証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間」において、85%以上の利用者から「10分未満」、「20分未満」又は「30分未満」との評価を得ること及びアンケートの調査項目の待ち時間以外の項目の満足度において、85%以上の利用者から「満足」、「ほぼ満足」又は「普通」との評価を得ることとしております。

2つ目は、各種証明書等を正しく作製するとともに、作製した証明書や印鑑カードを請求者以外の第三者に誤って引き渡さないこととしております。

3つ目は、登記所の窓口における各種証明書等の請求及び各種簿冊等の閲覧の請求について、85%以上の件数を30分未満で処理するということとしております。

次に、「2 実施状況の調査について」でございます。

先ほど課長から申し上げましたとおり、実施状況の調査は委託開始時から平成26年12月末日までの期間を対象として実施しております。従いまして、平成24年度契約は、平成25年4月委託業務開始から1年9カ月、平成25年度契約については、同年の9月委託業務開始から1年4カ月の期間を対象として調査しております。

調査項目については、実施要項に定めておりますとおり「利用者アンケート調査の結果」「過誤処理の件数」「各種証明書等の作製・引渡しの状況」「実施経費」「入札状況」「総事件数」としてしております。さらに、契約の当事者であります法務局・地方法務局長による実施要項に基づく指示等についても、委託業務の実施状況を評価する上で重要な指標となることから、調査項目の内容としております。

次に、「3 実施状況の調査の結果」について御説明いたします。

まず、「(1)利用者アンケート調査の結果」を御覧ください。

利用者アンケート調査は、実施要項の規定に基づいて年1回、ただし初年度の平成25年度のみ2回の頻度で、平成25年6月、同年11月、平成26年6月に各1日間をかけて実施しております。実施方法としては、受託事業者が受付時にアンケート用紙を利用者に配布し、

交付までの間に内容を確認していただき、証明書を交付した後に、回答欄に記入の上、用紙を回収箱に投函していただくという方法により実施しております。

利用者アンケートの結果についてですが、全ての調査において要求水準を達成することができております。なお、アンケート調査の結果の詳細は、資料1の通しページの13ページ以降の別紙3、別紙4に取りまとめてございます。

続きまして、「(2)過誤処理の件数」について説明いたします。

各契約によって対象登記所数及び調査期間が異なりますので、1庁当たりの年間発生件数に換算した数値に基づき説明させていただきます。

平成24年度契約については、平成25年度においては1庁当たり年間約0.4件の過誤処理が発生しております。平成26年度においては、12月までの実績ですが、これを年間に換算しますと1庁当たり約0.2件の過誤処理が発生しております。また、平成25年度契約については、平成25年度においては年間に換算して1庁当たり約0.4件、平成26年度においては年間に換算して約0.4件の過誤処理が発生しております。国が乙号事務を実施していたときと比べて依然高い発生率ですが、直近の平成23年度実績と比較しますと、平成24年度契約及び平成25年度契約ともに発生件数は減少しております。また、過誤処理の事後対応も適切に行われております。

次に、「(3)各種証明書等の作製・引渡しの状況」についてであります。各種証明書等の交付または地図等の閲覧に要した時間については、要求水準が未達成の登記所はなく、全ての登記所において要求水準が達成されております。

次に、「(4)実施経費」についてであります。国が実施していたときの経費と民間事業者の委託業務に係る実施経費を比較して記載しております。平成25年度単年度で見ますと、国が実施していたときに比べ約42億8,900万円の削減効果が出ております。率にしまして約39%の削減率となっております。

次に、「(5)入札状況」については、資料1の通しページの36ページ以降の別紙7-1から7-4までに各入札単位における入札結果を掲載してございます。

また、「(6)総事件数」については、資料1の通しページの40ページ以降の別紙8に全入札単位の証明書等の内訳ごとの事件数を掲載してございます。

次に、「(7)その他」として、まず、実施要項に基づく指示についてでございますが、本調査期間中に発出した指示の件数は、平成24年度契約で7件と、平成25年度契約で1件となっております。内容としては、受託事業者が契約を履行しなかったことを端緒として発したものでありますが、いずれも履行期限までには指示に沿った改善がされております。指示に従わなかった場合の措置として、1カ月分の委託費に5%を上限として乗じた金額の減額措置が設けられておりますが、これに該当する案件はございませんでした。

次に、市場化テストの基本理念であります民間事業者の創意と工夫により良質なサービス提供がされた事例について御説明いたします。

1つ目の事例は、受託事業者が待合室に案内係を配置しまして、登記所を訪れた利用者

に対して、目的に応じた証明書の案内や請求書の記載方法について説明を行っているものであります。このサービスは、特に初めて登記所を利用される方に好評であり、処理時間の短縮や待合室の混雑解消等につながっております。

2つ目の事例は、証明書発行請求機を設置しております登記所において、その利用促進を図る取り組みであります。この証明書発行請求機は、利用者が請求情報を入力することによりまして、自動的に請求書と証明書が作成される仕組みとなっておりますので、この請求機を活用することにより、処理時間の短縮、また、利用者にとっては待ち時間の短縮につながるといえるものでございます。

3つ目の事例としては、印紙売場への案内・誘導、そこで必要な印紙の枚数を記入したメモの交付等を行うことによりまして、スムーズな印紙の購入と印紙の誤購入の防止を図るとともに、窓口における円滑な事務処理にも寄与しまして、処理時間の短縮につながるというものでございます。

次に、「4 実施状況の分析」結果について御説明いたします。

公共サービス改革法では、サービスの質の維持向上及び経費の削減が求められておりますので、両観点での分析のほかに、契約に基づく指示の発出状況も評価に当たっての重要な指標となることから、その観点を含めて3つの観点について分析をいたしました。

まず、「(1)サービスの質の維持向上について」であります。アについて、本事業の受託事業者が確保すべきサービスの質は、利用者アンケート調査において交付等に要した時間及び総合的な満足度、両項目についての一定の評価を得ることを求めています。調査結果においては、要求水準を大きく上回る結果を得ております。サービスの質は維持されているものと評価しております。

また、「ウ 各種証明書等の交付又は地図等の閲覧までに要した時間について」も要求水準を大きく上回る結果を得ておりますので、サービスの質は維持されているものと評価しております。

しかし、「イ 過誤処理について」は、国が乙号事務を実施していたときと比べ発生件数が多くなっていることから、過誤処理をしないことについての質が低下したと評価せざるを得ないと考えております。従って、過誤処理防止のための方策については、引き続き検討する必要があるものと考えております。

次に、「(2)経費の削減について」ですが、経費につきましては、調査結果で御説明申し上げたとおり、民間競争入札の実施によって大幅な経費の削減が図られたものと評価することができるものの、資料1の通しページ36ページ以降の別紙7-1から7-4までの各入札単位における入札結果のとおり、入札不調が相次ぎ複数回の入札を行うなどの結果、前回の評価時の経費の削減効果約48億1,000万円と比べると、その効果は減少しております。

今後も公共サービスの質の維持向上を確保しつつ、経費の削減を図るための方策について、引き続き検討していく必要があると考えております。

次に、「(3)契約に基づく指示について」でございますが、実施要項に基づく指示につき

ましては、先ほどの説明のとおり、調査期間中には合計8件の指示を発出しておりますが、この指示は、サービスの質が満たされない場合のほか、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときに発出するものでありまして、受託事業者においては厳粛に受けとめて、速やかに指示に従った措置をとる対応をしなければならないものでございます。これら8件につきましては、先ほど申し上げたとおり、いずれも履行期限までには指示に沿った改善が図られております。

本事業を適正かつ確実に行うためには、指示を発出しないということが前提であります。指示を発出することになった場合には、その指示を確実に履行させ、仮に指示違反があった場合には厳正に対処する仕組みを引き続き検討する必要があるものと考えております。

以上、本事業に係る調査結果を報告させていただきました。

引き続き、検討すべき諸々の課題も生じております。貴委員会の御指導を賜りながら、今後も公共サービス改革法に基づく市場化テストを適切に実施することにより、サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、事務局より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、評価案につきまして御説明いたします。

資料Aの2ページを御覧ください。

「受託事業者決定の経緯」ですけれども、当初の入札（53入札）は、各法務局・地方法務局におきまして、平成24年10月23日から11月6日までの間に実施されております。このうち42入札について不調等となりましたので、再度公告入札、再々度公告入札を実施し、50入札の受託事業者が決定しました。うち6入札は不落随契となっております。業務開始時期を平成25年9月からに変更した3入札については、平成25年3月に再度公告入札を実施し、落札者が決定しております。応札事業者数は、おおむね複数となっておりますが、2入札について一者応札となっております。

続きまして、3ページ以降の「評価」でございます。

対象公共サービスの質の確保に関しましては「ア 利用者の満足度」、次のページで「ウ 各種証明書等の交付又は地図等の閲覧までに要した時間」について、いずれも要求水準を満たしております。一方で「イ 各種証明書等の適正な作製・引渡し」につきましては、表にありますように、1庁当たりの年間平均発生件数を比較しますと、国が実施していたときよりも過誤処理の発生件数が多くなっており、対象公共サービスの質の低下を招く要因となっていると評価できます。

次に、4ページ、「(2) 受託事業者による創意工夫の例」でございますように、各民間事業者からの提案によりまして、案内係の配置、レイアウトの工夫、印紙売りさばき事

業との連携など、窓口サービスの向上に係るさまざまな改善が図られておりまして、業務の質の向上が図られているといえます。

「（３）実施要項の規定に基づく指示」でございますけれども、事前研修が提案どおりに実施されていない、実務経験者等の最低必要人数を満たしていないなどの理由によりまして、計８件の指示が発出されておりますけれども、いずれも履行期限までには改善されているところでございます。

続きまして、「３ 実施経費に関する評価」でございます。

本事業の実施経費につきましては、単年度換算で約109億9,200万円でございます。従来の実施に要した経費と比べて約42億8,900万円、約39%の経費が削減されております。

５ページ、「４ 評価のまとめ」でございます。

対象公共サービスの質につきましては、概ね確保されているものと評価できます。ただ、国が実施していたときよりも過誤処理の発生件数が多くなっており、対象公共サービスの質の低下を招いている面もありますので、委託業務の従事者に対する研修の見直しなど、過誤処理事案の発生を防止するための方策について、引き続き検討していただく必要があると考えております。

実施経費につきましては、大幅な削減となっておりますが、本事業の受託事業者の決定に当たっては、多数の入札で不調等が発生し、一部の入札では業務開始時期を変更することになったところでございます。次回の入札に向けて適切な対応をとるよう努める必要があると考えております。また、２か所の入札につきましては一者応札となっておりますので、多様な民間事業者の参入を確保するための方策についても検討する必要があると考えております。

最後に、「５ 今後の事業について」でございます。

本事業に関しましては、先ほど「４ 評価のまとめ」で指摘した内容に検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいただきました事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

３ページの過誤処理件数についてお伺いしたいのですけれども、今回、平成24年度契約、25年度契約ともに約0.2件から0.4件ということで、0.4件ですのでそこまで重大な事案が発生したということではないのかもしれないのですが、国が実施していたときの件数よりも増えた背景について、どのように考えていらっしゃるのかを少しお伺いしたいと思います。例えば、各局によっても総事件数はかなり違うかと思っておりますので、やはり事件数の多いところで集中的に過誤処理が発生しているのですとか、もしくは特定の事業者において発

生しているですとか、おそらく背景となる状況は違うかと思いましたが、そのあたりについて教えていただけますでしょうか。

○中崎民事監査官 特定の事業者について発生しているという傾向はございません。発生する原因としては、おそらくは人為的なケアレスミス、確認を怠ったりとかという部分で発生しているのが要因かと思われます。その対策としては、システム的に防げる部分もありましたので、そういうシステム改修なども実施しているところではございます。

○川澤専門委員 24年度契約と25年度契約で、印鑑証明書等で24年度契約は平成25年度9件、平成26年度9件、25年度契約は平成25年度、26年度ともゼロ件ということで、25年度契約のほうが重大な過誤は発生していないという見方はできるのですか。そういうものでもないのでしょうか。

○中崎民事監査官 25年度契約自体が3局、ちょっと規模が小さいものですから、数としては出てきていないという状況です。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。

私も過誤処理のところを少し教えていただきたいのですけれども、これは何%以下みたいな目標の数値というのはあるのですか。

○中崎民事監査官 基本的に過誤は起こしてはいけないものですので、目標と言われるとゼロということになるかと思えます。逆に、どれだけの過誤が適正かという、なかなか難しいと思えます。

○生島専門委員 資料Aの3ページのところで、庁数、国の場合は全部550庁ということで出ていて、550庁全部は民間のほうでは多分委託されていないと思うのです。おそらくないと思うのですけれども、ちょっと母数が違うというところで、もしかして、業務量が多くて過誤処理が発生しやすいものをより民間さんに委託しているとか、そういうばらつきは特にはないのでしょうか。つまり、550庁の中でそもそも国のほうでも過誤処理が出ていたものを民間に委託していたからとか、そういうものはないのですか。

○中崎民事監査官 規模的に、現在、小規模の登記所、7庁を除いて全て民間に委託しておりますので、統廃合等があつて若干の数字のずれはありますけれども、国がやっていたときと現在とでそんなに差はありません。ただ、それにもかかわらず、これだけの過誤処理件数の差があるというのは、どうしても民間では不慣れでケアレスミスが多いことが要因ではないかと考えている次第です。

○生島専門委員 同じ事業者さんが何度か応札をしていくと、減っていつているなという感じなのですか。

○中崎民事監査官 そうですね。それは先ほどちょっと申し上げましたように、直近の23年度の実績に比べますと若干は減ってきておりますので、慣れることによってミスも少なくなってきたかと思われます。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 1点教えてください。

過誤処理のところの書き方なのですが、資料1の6ページの「(4)まとめ」の第1段落の「乙号事務の包括的民間委託については」と始まる文章で、最後のところで「公共サービスの質は維持されているものと評価することができる」と総括されているので、おそらく生島委員は、実は0.4とか0.2ぐらいあっても維持されているという評価をされているのかなと思われたのだと思うのです。他方、内閣府公共サービス改革推進室のほうでは、各利用者の満足度及び過誤処理件数、あとは要した時間と3つ分けて、1はいいけれども2はちょっとだめ、3は大丈夫というような書き方をしているので明確だったのですが、もしかしたら、法務省さんのほうでは何らかの、過誤処理件数についてはこのぐらいなら大丈夫かもしれないというお考えがあってこういう書き方をされているのか、もしそうでないのであれば、この「まとめ」の書き方は誤解が生じるのかなと感じた次第です。

もし何か読み足りないところがあったら教えてください。

○中崎民事監査官 私どもも、確かに過誤処理の部分については評価としてはちゃんとできているということではありませんで、6ページの「(4)まとめ」一番下の行で「一方で、上記のとおり、過誤処理の発生防止や経費の削減等に係る検討課題が存するところ」としておりますので、そこは問題ありと考えております。同じでございます。

○尾花主査 多分、書き方が、一番最初に維持されていると書かれてしまったので、そのような印象を受けてしまったようですが、法務省さんの御意向は。

○生島専門委員 何か目標数値があるのかなと思ったのです。そこまではいっていないから、過誤処理はあるけれども大丈夫とか、何か背景があるのかなと。

○小出総務課長 利用者アンケート調査結果等から、基本的には質が維持されているけれども、過誤処理の発生がまだまだ防止できるのではないかと、経費がまだ削減できるのではないかという課題はもちろん認識しているということで、一方でということで書かせていただいたのですが、確かに1段落目が「乙号事務の包括的民間委託については」と大きく出て「質は維持されているものと評価することができる」ということで、ちょっと誤解を招いたかなと思います。そこは問題意識を持っておりますので、改善していきたいと思っております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本件の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(法務省退室、厚生労働省入室)

○尾花主査 続いて、厚生労働省の「労災特別介護援護事業の契約変更（案）について」の審議を始めたいと思います。

最初に、厚生労働省労働基準局労災保険業務課、渡部課長補佐より契約変更案について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○渡部課長補佐 厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐の渡部でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、一昨年に実施要項案の御審議をいただいた労災特別介護援護事業に係る委託契約の変更案について御説明させていただきます。

お手元の資料B-2をごらんください。

初めに、「事案の概要」について御説明申し上げます。

本事業は、全国8カ所に設置しております労災特別介護施設の運営を委託する事業でございますが、施設の運営に当たりましては、入居されている方から入居費を徴収いたしております。この入居費は、施設利用料、いわゆるホテルコストと呼ばれる居住費と、介護費、要介護状態にある方から徴収する介護に要する費用、この2つから成っております、その額は、各労災特別介護援護事業委託契約書で定めておるところでございます。

介護費の額につきましては、労働者災害補償保険法、いわゆる労災保険法の介護（補償）給付の最高限度額と同額を徴収いたしておりますが、今般、介護（補償）給付の額の引き上げを旨とする労災保険制度の改正が行われることにあわせまして、その額を変更する必要があることから、委託契約の変更を行おうとするものでございます。

契約変更の契機となる「制度改正の内容」について簡単に御説明いたします。

2ページの別添1をごらんください。

こちらに労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部を改正する省令案と2つ書いてございますが、私どもに直接関係するのは労災保険法のほうでございます。

労災保険では、業務上の事由等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者の方に対しまして、介護に要した費用を介護（補償）給付として支給しております。今般、平成26年度の人事院勧告によりまして0.27%のプラス改定が行われることにあわせまして、その最高限度額等の見直しが行われるという内容でございます。下の左側の表でございます。常時介護を要する者、随時介護を要する者の最高限度額、最低保障額が改定されることになっております。

「契約変更の内容」につきましては、1ページの3にまた戻っていただきまして、こちらに記載してございますが、本事業は8施設の分割調達を実施しておりますので、それぞれの委託契約書で施設に入居されている方から徴収する入居費の額を定めた「労災特別介護施設入居費一覧」を変更するという内容でございます。変更委託契約書案につきましては8施設共通でございます。恐れ入りますが、3ページをごらんになっていただきたいと思います。

3 ページの別添 2 の内容でございます。本文の 4 行目に「『労災特別介護施設入居費一覧』を別紙 1 のとおり変更する」と書いてございます。別紙 1 は、次の 4 ページ目に載せてございます。これの右側のほうに「介護費」という区分がございます。こちらの常時介護を要する状態にある者、これは便宜上 10 万 4,570 円の下に括弧書きで現在の金額を書いておりますが、本日御説明のために載せているものでございまして、契約を結ぶ際にはここは削除させていただきます。この常時介護を要する者と随時介護を要する者の介護費の額をそれぞれ引き上げるということでございます。

5 ページの別添 3 につきましては、現契約書の抜粋でございます。一例として、8 施設のうち北海道施設のものを添付してございます。ほかの 7 施設につきましては、同様の内容でありますことから、添付を省略させていただいております。

なお、過去にも労災保険法施行規則の改正で限度額が改定された際には、介護費の額を改定して契約を行っているところでございます。

以上、労災特別介護援護事業に係る委託契約の変更案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました契約変更案について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

では、2 点ほど。

今回の契約の変更により、金額の変更は前提としておられないとは思いますが、業務内容が変わるといふ御認識はございますか。

○渡部課長補佐 業務内容は変わりません。いただく介護費用を若干値上げするというところで、入居者に対するサービス等については一切変更はございません。

○尾花主査 それから、契約変更は両当事者の合意で行われるかと思うのですが、ないとは思いますが、万が一合意しないといった場合はどうされますか。

○渡部課長補佐 施設入居の際につきましては、事業受託者と入居契約を締結してございまして、その中で入居費用については物価や賃金等の動向により改定される場合がある旨明記してございますから、入居の際に包括的に同意は得られているものと理解しておりますが、引き上げに当たりましては、事業受託者から入居者及び御家族の方に直接御説明をしていただいて、誤解のないように対処していきたいと考えてございます。

○尾花主査 入居者との関係はそうですけれども、受託事業者さんとの関係では契約の変更は合意が要るかと思うので、おそらく、こういった内容について拒絶するとは思いますが、後々の実施要項の記載方法について工夫をされるお考えは何かございますでしょうか。

○渡部課長補佐 委託契約においても、この変更があった場合については、そのように対処していただくということをお話しておりますので、拒絶するということはおそらくないものと考えております。

○尾花主査 書き方としては、ちょっと考えてみたのですけれども、介護費は介護（補償）給付の最高限度額と同額とする、なお、契約締結時の介護費は金幾ら幾らみたいな書き方をすると、後々その法令の変更があったとしても当事者で確認するだけでよいかと思えます。そういった形で要項を記載いただくと契約変更しないで済む可能性が大きくなるのではないかと思いますので、次の要項のときに御検討いただければと思います。

○渡部課長補佐 わかりました。次回契約する際には要項の中身を精査させていただきます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本件の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本件の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

厚生労働省におかれましては、本日の議論を踏まえ、所要の手続を進めていただくようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○渡部課長補佐 どうもありがとうございました。

（傍聴者、厚生労働省退室、日本年金機構入室）